

1. 保険商品審査

- 商品審査については、平成 26 事務年度以降、商品審査の予見性、効率性、迅速性を高めて高度化を図るため、保険商品室の増員を含む態勢整備を行ったほか、商品審査事例集等を通じた各社との対話に取り組んで来たところであり、昨事務年度は、これまでの施策のブラッシュアップに加えて保険会社の商品部長と保険商品室長との意見交換会やアクチュアリー会とのフリーディスカッションを新たに実施。
- 商品審査事例集については、27 事務年度から年 2 回発行しているところであり、28 事務年度についても本年 3 月と 6 月に協会を通じて各社に配布。27 事務年度までの事例集については、商品審査において担当官が指摘した事項に対して申請会社がどのような改善策を講じたかを記載する形式で編集していたが、28 事務年度からは、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識を記載する形式に改正。また、商品開発における優良あるいは先進的な取組みについても掲載。
- 商品審査事例集の編集方針を改めた理由は、商品審査の結果としてどのような商品となったかということよりもむしろ、商品審査において何が問題で、当局と申請会社が商品審査を通じてどのような問題認識を共有したのかという点を明らかにし、それを全ての保険会社と共有することが、各社における今後の商品開発により資すると考えたからである。仮に、ある保険会社が、問題を解決できずに申請の修正・取り下げをしたとしても、商品審査事例集でその問題認識を明確化し、各社と共有することにより、後日、その保険会社あるいは他の保険会社において、その問題を克服する新商品の開発にもつながるのではないかと考えている。
- 一例を挙げると、3 月の商品審査事例集において、解約返戻金を削減する商品については、実際の解約が予定より多く発生すると、解約返戻金の削減額が保険料の割引等に充てられずに保険会社の解約失効益となるため、契約者保護の観点から問題がある旨を掲載した。そして、6

月の商品審査事例集では、先の問題提起に対する一つの回答として、予定を超過した解約にかかる解約失効益を配当金として契約者に還元する仕組みを備えるとともに、中途解約が契約者にとって不利益となること等を説明する態勢整備を前提とする商品の事例を紹介したところである。この商品は3月の商品審査事例集に掲載した商品を開発した保険会社とは別の保険会社が開発したものであり、まさに商品審査事例集が各社の商品開発に活用されている実例であると考えている。

- 今後も商品審査事例集等を通じて当局の問題認識を発信し、商品審査や意見交換の場で議論を行っていく。こうした議論を踏まえて真に顧客のニーズに合った商品を開発し、販売して頂くことを期待。

(以上)